

新旧対照表

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則（平成13年規則第14号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則</u></p> <p>（趣旨）  <b>第1条</b> この規則は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市長が行う許可、認可等に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。            （許可等の申請等）  <b>第2条</b> 次の各号に掲げる許可若しくは認可を受け、又は協議をしようとする者は、当該各号に掲げる申請書又は協議書を市長に提出しなければならない。            (1) 省 略            (2) <u>法第38条第1項</u>の規定による認可 漁港施設利用認可申請書（別記第2号様式）            (3)～(8) 省 略</p> <p>別 記  <b>第1号様式</b>（第2条第1項第1号）</p> <p style="text-align: center;">漁港施設処分許可申請書</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>次のとおり漁港施設を処分したいので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第37条第1項の規定により、許可の申請をします。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則</u></p> <p>（趣旨）  <b>第1条</b> この規則は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市長が行う許可、認可等に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。            （許可等の申請等）  <b>第2条</b> 同 左</p> <p>(1) 同 左            (2) <u>法第38条</u>の規定による認可 漁港施設利用認可申請書（別記第2号様式）            (3)～(8) 同 左</p> <p>別 記  <b>第1号様式</b>（第2条第1項第1号）</p> <p style="text-align: center;">漁港施設処分許可申請書</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>次のとおり漁港施設を処分したいので、<u>漁港漁場整備法</u>第37条第1項の規定により、許可の申請をします。</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="208 308 629 339"><b>第2号様式</b> (第2条第1項第2号)</p> <p data-bbox="495 379 797 411">漁港施設利用認可申請書</p> <p data-bbox="600 451 689 483">省 略</p> <p data-bbox="181 523 1106 595">次のとおり漁港施設を利用させたいので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項</u>の規定により、認可の申請をします。</p> <p data-bbox="600 635 689 667">省 略</p> <p data-bbox="208 707 629 738"><b>第3号様式</b> (第2条第1項第3号)</p> <p data-bbox="331 778 958 810">漁港の区域内における工作物建設(改良)許可申請書</p> <p data-bbox="600 850 689 882">省 略</p> <p data-bbox="181 922 1106 1034">次のとおり漁港区域内の水域(公共空地)において工作物の建設(改良)を行いたいので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項</u>の規定により、許可の申請をします。</p> <p data-bbox="600 1074 689 1106">省 略</p>	<p data-bbox="1182 308 1603 339"><b>第2号様式</b> (第2条第1項第2号)</p> <p data-bbox="1469 379 1771 411">漁港施設利用認可申請書</p> <p data-bbox="1574 451 1664 483">同 左</p> <p data-bbox="1160 523 2085 595">次のとおり漁港施設を利用させたいので、<u>漁港漁場整備法第38条</u>の規定により、認可の申請をします。</p> <p data-bbox="1574 635 1664 667">同 左</p> <p data-bbox="1182 707 1603 738"><b>第3号様式</b> (第2条第1項第3号)</p> <p data-bbox="1305 778 1933 810">漁港の区域内における工作物建設(改良)許可申請書</p> <p data-bbox="1574 850 1664 882">同 左</p> <p data-bbox="1160 922 2085 1034">次のとおり漁港区域内の水域(公共空地)において工作物の建設(改良)を行いたいので、<u>漁港漁場整備法第39条第1項</u>の規定により、許可の申請をします。</p> <p data-bbox="1574 1074 1664 1106">同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第4号様式 (第2条第1項第4号)</p> <p>漁港施設利用認可申請書</p> <p>省 略</p> <p>次のとおり漁港区域内の水域(公共空地)において土砂の採取を行いたいの で、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、許可の 申請をします。</u></p> <p>省 略</p>	<p>第4号様式 (第2条第1項第4号)</p> <p>漁港施設利用認可申請書</p> <p>同 左</p> <p>次のとおり漁港区域内の水域(公共空地)において土砂の採取を行いたいの で、<u>漁港漁場整備法第39条第1項の規定により、許可の申請をします。</u></p> <p>同 左</p>
<p>第5号様式 (第2条第1項第5号)</p> <p>漁港の区域内における土地の掘削(盛土)許可申請書</p> <p>省 略</p> <p>次のとおり漁港区域内の水域(公共空地)において土地の掘削(盛土)を行 いたいのので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、 許可の申請をします。</u></p> <p>省 略</p>	<p>第5号様式 (第2条第1項第5号)</p> <p>漁港の区域内における土地の掘削(盛土)許可申請書</p> <p>同 左</p> <p>次のとおり漁港区域内の水域(公共空地)において土地の掘削(盛土)を行 いたいのので、<u>漁港漁場整備法第39条第1項の規定により、許可の申請をし ます。</u></p> <p>同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><b>第6号様式</b> (第2条第1項第6号)</p> <p>漁港の区域内における汚水の放流(汚物の放棄)許可申請書</p> <p>省 略</p> <p>次のとおり漁港区域内の水域において汚水の放流(汚物の放棄)を行いた いので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第39条第1項の規定により、許可 の申請をします。</p> <p>省 略</p> <p><b>第7号様式</b> (第2条第1項第7号)</p> <p>漁港の区域内における水面(土地)占有許可申請書</p> <p>省 略</p> <p>次のとおり漁港区域内の水域(公共空地)において水面(土地)の占有を行 いたいので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第39条第1項の規定により、 許可の申請をします。</p> <p>省 略</p>	<p><b>第6号様式</b> (第2条第1項第6号)</p> <p>漁港の区域内における汚水の放流(汚物の放棄)許可申請書</p> <p>同 左</p> <p>次のとおり漁港区域内の水域において汚水の放流(汚物の放棄)を行いた いので、<u>漁港漁場整備法</u>第39条第1項の規定により、許可の申請をします。</p> <p>同 左</p> <p><b>第7号様式</b> (第2条第1項第7号)</p> <p>漁港の区域内における水面(土地)占有許可申請書</p> <p>同 左</p> <p>次のとおり漁港区域内の水域(公共空地)において水面(土地)の占有を行 いたいので、<u>漁港漁場整備法</u>第39条第1項の規定により、許可の申請をしま す。</p> <p>同 左</p>



(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第10号様式(第2条第1項第10号)</p> <p>漁港の区域内における行為についての変更協議書</p> <p>省 略</p> <p>次のとおり協議事項を変更したいので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則第3条の規定により</u>、協議します。</p> <p>省 略</p>	<p>第10号様式(第2条第1項第10号)</p> <p>漁港の区域内における行為についての変更協議書</p> <p>同 左</p> <p>次のとおり協議事項を変更したいので、<u>漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則第3条の規定により</u>、協議します。</p> <p>同 左</p>
<p>第11号様式(第2条第1項第11号)</p> <p>完了(中止・廃止)届出書</p> <p>省 略</p> <p>次のとおり <u>を完了(中止・廃止)したので、漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則第4条の規定により</u>、届け出ます。</p> <p>省 略</p>	<p>第11号様式(第2条第1項第11号)</p> <p>完了(中止・廃止)届出書</p> <p>同 左</p> <p>次のとおり <u>を完了(中止・廃止)したので、漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則第4条の規定により</u>、届け出ます。</p> <p>同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="208 309 640 336">第 1 2 号様式(第 2 条第 1 項第12号)</p> <p data-bbox="468 381 819 408">住所(氏名・名称)変更届出書</p> <p data-bbox="602 456 685 483">省 略</p> <p data-bbox="181 528 1106 632">次のとおり住所(氏名・名称)を変更したので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則第 4 条の規定により、届け出ます。</u></p> <p data-bbox="602 676 685 703">省 略</p> <p data-bbox="232 748 315 775"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="181 783 748 810"><u>この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1184 309 1617 336">第 1 2 号様式(第 2 条第 1 項第12号)</p> <p data-bbox="1442 381 1794 408">住所(氏名・名称)変更届出書</p> <p data-bbox="1576 456 1659 483">同 左</p> <p data-bbox="1160 528 2085 595">次のとおり住所(氏名・名称)を変更したので、<u>漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則第 4 条の規定により、届け出ます。</u></p> <p data-bbox="1576 676 1659 703">同 左</p>